

麻薬卸売業者における 麻薬取扱いの手引き

(麻薬及び向精神薬取締法上の取扱)

平成12年11月

厚生省医薬安全局麻薬課

<目次>

第1	免許	1
	(1) 免許の資格要件		
	(2) 免許の申請手続		
	(3) 免許の有効期間等		
	(4) 免許の失効		
	(5) 業務廃止等の届出		
	(6) 免許証の返納		
	(7) 免許証の記載事項の変更届		
	(8) 免許証の再交付		
第2	譲受・譲渡	4
	(1) 譲受		
	(2) 譲渡		
	(3) 免許失効等に伴う譲渡し等		
第3	管理・保管	6
	(1) 管理		
	(2) 保管		
第4	記録	7
	(1) 帳簿の記載		
	(2) 記載上の留意事項		
	(3) 記載の方法		
	(4) その他		
第5	廃棄届	9
第6	事故届	10
第7	半年期届	10
第8	立入検査	11
第9	その他	11

麻薬卸売業者とは、都道府県知事の免許を受けて

- ・ 麻薬小売業者
- ・ 麻薬診療施設の開設者
- ・ 麻薬研究施設の設置者

に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいいます（麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第2条第16号）。

なお、麻薬卸売業者は、当該免許に係る麻薬業務所の所在地の都道府県内にある麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者に麻薬を譲り渡すことができます（法第24条第9項）。

第1 免 許

(1) 免許の資格要件（法第3条第2項第4号、同条第3項）

麻薬卸売業者の免許を受けることができる者は、

- A. 次のア) 又はイ) の者であつて、
 - ア) 薬事法の規定により薬局開設の許可を受けている者
 - イ) 薬事法の規定により医薬品の販売業の許可を受けている者
- B. 自ら薬剤師であるか若しくは薬剤師を使用しているものに限られます（法第3条第2項第4号）。

※相対的欠格事由：次の①～⑥のいずれかに該当する者には、免許を与えられない場合があります（法第3条第3項）。

- ① 法第51条第1項の規定により免許を取り消され、取消の日から3年を経過していない者
- ② 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者
- ③ 前記①、②に該当する者を除くほか、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、薬剤師法、薬事法、医師法、医療法その他薬事若しくは医事に関する法令又はこれらに基づく違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者
- ④ 成年被後見人
- ⑤ 精神病患者、麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者
- ⑥ 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前記①～⑤のいずれかに該当する者があるもの

(2) 免許の申請手続（法第3条第1項）

麻薬卸売業者の免許を受けようとする者は、麻薬業務所ごとに、その所在地の都道府県知事に免許を申請しなければなりません。

申請を行う際には次の書類等が必要です。詳細については都道府県薬務主管課又は保健所にお尋ねください。

- ア) 麻薬卸売業者免許申請書 (別紙様式一覽表 (1))
- イ) 精神病患者、麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する診断書 (法人又は団体の場合は、麻薬関係業務を行う役員全員)
- ウ) 申請者が法人又は団体の場合は、登記簿謄本、定款、麻薬関係業務を行う役員 (※1) についての組織図 (代表者の署名又は記名押印により証明されたもの (別紙様式一覽表 (2)) など「業務を行う役員」の範囲を具体的に示す書類
- エ) 薬局開設許可証 (又は医薬品販売業許可証) の写し (※2)
- オ) 薬剤師免許証の写し
- カ) 麻薬貯蔵施設の位置を示す見取図及び当該施設の構造・設備を示すもの (麻薬貯蔵設備基準については、**第3 管理・保管 (2) 保管**の項参照)
- キ) 免許申請にかかる手数料

※1 麻薬関係業務を行う役員とは、次のことです。

- ① 合名会社…定款に別段の定めがないときは社員全員
- ② 合資会社…定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員
- ③ 有限会社又は株式会社…代表取締役及び麻薬及び向精神薬取締法の免許に係る業務を担当する取締役

④ 民法法人、共同組合等…理事全員

なお、免許取得後、役員に変更があった場合は、新たに役員に就任した者にかかる「麻薬卸売業者業務を行う役員変更届」(別紙様式一覽表 (3))、診断書及び麻薬関係業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類を提出してください。

※2 薬局開設の許可 (又は医薬品販売業の許可) を申請中に麻薬卸売業者免許を申請する場合は、麻薬卸売業者免許申請書の備考欄にその旨を記載したうえで、薬局開設許可 (又は医薬品販売業許可) 申請書の写し (受付官庁の日付け入り受理印のあるもの) 等、薬局開設の許可 (又は医薬品販売業の許可) を申請中であることを証する書類を添付してください。

※3 薬局開設の許可 (又は医薬品販売業の許可) と麻薬卸売業者免許を同時に申請する場合には、一方に添付する医師の診断書は、写しであっても差し支えありません (ただし、他方に原本が付されており、診断項目が満たされ、かつ原本との突合せができる場合に限る。)

(3) 免許の有効期間等 (法第4条、法第5条)

免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌年の12月31日までです (有効期間は、免許証に記載されています。)

免許証は、他人に譲り渡し、又は貸与してはなりません。

(4) 免許の失効 (法第6条)

免許は、次の①～④の場合、その効力を失います。

- ① 免許の有効期間が満了した場合
- ② 法第51条第1項の規定により免許を取り消された場合
- ③ その麻薬業務所の所在地の都道府県知事が業務廃止の届出を受理した場合

- ④ 法第3条第2項第4号の資格(第1 免許 (1) 免許の資格要件 A. 及びB. の要件)を欠くに至った場合

免許失効後の当該免許証の取り扱いについては、次の(5)業務廃止等の届出及び(6)免許証の返納の項に従って処理してください。

(5) 業務廃止等の届出 (法第7条)

免許の有効期間中に当該免許に係る麻薬業務所における麻薬に関する業務を廃止したとき、又は薬局の廃止等で麻薬免許の絶対的要件(法第3条第2項第4号)となる資格を失ったときは、15日以内に、麻薬卸売業者免許証を添えて「麻薬卸売業者業務廃止届」(別紙様式一覽表(4))により、麻薬業務所の所在地の都道府県知事に届け出なければなりません。

また、麻薬卸売業者が死亡し、又は法人が解散した場合、「麻薬卸売業者業務廃止届」は、相続人、清算人、破産管財人等届出義務者が麻薬業務所の所在地の都道府県知事に、麻薬卸売業者免許証を添えて届け出なければなりません。

(6) 免許証の返納 (法第8条)

免許の有効期間が満了したとき、又は法第51条第1項の規定により免許を取り消されたときは、15日以内に、「麻薬卸売業者免許証返納届」(別紙様式一覽表(5))により、麻薬業務所の所在地の都道府県知事に、麻薬卸売業者免許証を返納しなければなりません。

(7) 免許証の記載事項の変更届 (法第9条)

免許証の記載事項に変更を生じたときは、15日以内に、「麻薬卸売業者免許証記載事項変更届」(別紙様式一覽表(6))により、麻薬業務所の所在地の都道府県知事に、薬事法に基づき提出した薬局又は医薬品販売業の変更届の控え又は写し(受理印のあるもの)に麻薬卸売業者免許証を添えてその旨を届け出なければなりません。免許証は、書き替えられて交付されます。

※1 麻薬業務所移転により麻薬業務所の所在地が変更となった場合には、移転前の麻薬業務所については業務を廃止し(5)業務廃止等の届出の項参照)、移転後の新業務所について新規に免許申請しなければなりません。

なお、移転前の麻薬業務所において所持していた麻薬については、その業務廃止後50日以内に移転先の新業務所において麻薬卸売業者の免許を取得しておれば、当該新麻薬業務所へ譲渡できます(第2 譲受・譲渡 (3) 免許失効等に伴う譲渡し等の項参照)。この場合の譲渡手続きについては、

都道府県薬務主管課又は保健所に事前に相談のうえ、行うようにしてください。

※2 地番変更や市町村の合併、分割などに伴い、麻薬業務所の所在地の地名等が変更となった場合には、変更届の必要はありませんが、届け出ても差し支えありません。届け出た場合、免許証は書き替えられて交付されます。

(8) 免許証の再交付 (法第10条)

免許証をき損し、又は亡失したときは、15日以内に、「麻薬卸売業者免許証再交付申請書」(別紙様式一覧表(7))により、その事由を記載し、麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、麻薬卸売業者免許証の再交付を申請しなければなりません。

なお、免許証をき損した場合は、き損した麻薬卸売業者免許証を添えて再交付を申請しなければなりません。

また、亡失により免許証の再交付を受けた後で、亡失した麻薬卸売業者免許証を発見したときは、15日以内に、「麻薬卸売業者免許証返納届」(別紙様式一覧表(5))により、麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、発見した麻薬卸売業者免許証を返納しなければなりません。

第2 譲受・譲渡

麻薬の譲受・譲渡は、原則、手渡しによって行ってください。

(1) 譲受 (法第24条、法第26条、法第32条)

ア) 麻薬卸売業者が麻薬を譲り受けることができる相手は、麻薬輸入業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者及び当該免許に係る麻薬業務所の所在地と同一の都道府県内にある麻薬卸売業者(以下「麻薬元卸売業者等」という。)に限定されています。

イ) 麻薬を譲り受けるときには、あらかじめ麻薬元卸売業者等へ「麻薬譲受証」(別紙様式一覧表(8))を交付するか、又は麻薬元卸売業者等が交付する麻薬及び「麻薬譲渡証」(別紙様式一覧表(9))と引換えに麻薬譲受証を交付しなければなりません。

ウ) 麻薬譲受証には、法人の場合、代表者名を記載し、代表者印又は代表者印に準ずる麻薬専用印を押印してください。

エ) 麻薬譲受証と引換えに麻薬元卸売業者等から麻薬を譲り受ける際は、麻薬元卸売業者等の立会の下に、次の事項について確認してください。

① 麻薬譲渡証に記載された麻薬の品名、数量及び製品番号と現品が相違しないか

② 麻薬の容器に証紙による封かんがなされているか(法第30条)

③ 麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか

オ) 麻薬譲渡証は、交付を受けた日から2年間保存しなければなりません。

カ) 麻薬譲渡証をやむを得ない事情により紛失又はき損した場合は、理由書（き損した場合は、麻薬譲渡証を添付）を取引のあった麻薬元卸売業者等に提出し、麻薬譲渡証の再交付を受けてください。

※ 麻薬譲受証は、業務の責任者が作成してください。麻薬譲受証に印のみ押し、麻薬元卸売業者等に先渡ししておく、いわゆる白紙委任は絶対行っていないけません。

(2) 譲渡（法第24条第9項、法第32条）

ア) 麻薬卸売業者が譲渡できる相手は、当該免許に係る麻薬業務所の所在地と同一の都道府県内にある麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者（以下「麻薬小売業者等」という。）に限定されます。

イ) 麻薬を譲り渡すときには、あらかじめ麻薬小売業者等から麻薬譲受証の交付を受けるか、又は麻薬譲受証と引換えでなければ、麻薬及び麻薬譲渡証を交付してはいけません。

ウ) あらかじめ麻薬譲受証の交付を受けた場合、麻薬譲受証の記載事項及び押印等に不備はないか確認してください。

エ) 麻薬譲渡証には、法人の場合、代表者名を記載し、代表者印又は代表者印に準ずる麻薬専用印を押印してください。

オ) 麻薬小売業者等に麻薬を譲り渡す場合、麻薬小売業者等に対し、次の事項について確認を求め、その確認の際には、必ず立ち会うようにしてください。

① 麻薬譲渡証に記載された麻薬の品名、数量及び製品番号と現品が相違しないか

② 麻薬の容器に証紙による封かんがなされているか（法第30条）

③ 麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか

カ) 麻薬譲受証は、交付を受けた日から2年間保存しなければなりません。

キ) 麻薬譲受証をやむを得ない事情により紛失又はき損した場合は、理由書（き損した場合は、き損した麻薬譲受証を添付）を取引のあった麻薬小売業者等に提出し、麻薬譲受証の再交付を受けてください。

※1 麻薬譲渡証は、業務の責任者が作成してください。麻薬譲渡証に印のみ押し、麻薬小売業者等に先渡ししておく、いわゆる白紙委任は絶対行っていないけません。

※2 麻薬を譲り渡すとき、麻薬小売業者等の責任において麻薬譲受証を作成されているのか確認してください。

本来、麻薬小売業者等の譲受側が作成すべき麻薬譲受証を麻薬卸売業者が作成し麻薬譲渡時に押印のみ取得し持ち帰るというような行為を行ってはいけません。

※3 麻薬小売業者等へ麻薬を譲り渡す場合には、その相手が譲り受け得る資格を有する者であるかを免許証等で確認してください。

- ※4 理由無く麻薬の購入量が急に増えるなど不審な麻薬小売業者等があれば、都道府県業務主管課又は保健所にその旨を連絡してください。
- ※5 麻薬卸売業者は、上記アの麻薬小売業者等以外の者に麻薬を譲渡する場合は、「麻薬譲渡許可申請書」(別紙様式一覽表(10))により、その都度、厚生大臣の許可を受けなければなりません(法第24条第11項)。

(3) 免許失効等に伴う譲渡し等 (法第7条、法第36条)

麻薬卸売業者の免許が失効したとき(第1 免許 (4) 免許の失効の項参照。ただし、免許が効力を失った場合で、引き続きその者が麻薬卸売業者となったときは除く。)又は麻薬卸売業者が死亡若しくは解散したときに所有している麻薬については、15日以内に「免許の失効による麻薬所有量届」(別紙様式一覽表(11))により、都道府県知事に、現に所有する麻薬の品名及び数量を届け出なければなりません。

なお、現に麻薬がない場合であっても、不法所持に至らしめないように麻薬を所持していないことを確認する必要がありますので、その旨を届け出てください。

また、業務廃止等の後50日以内であれば、法第24条の規定にかかわらず、同一の都道府県内にある他の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設を設置者に、所有している麻薬を譲り渡すことができます。この場合、麻薬を譲り渡した日から15日以内に「麻薬譲渡届」(別紙様式一覽表(12))により、都道府県知事に届け出なければなりません。

もしも、この50日以内に他の麻薬取扱者への譲渡ができない場合は、都道府県知事に「麻薬廃棄届」(別紙様式一覽表(13))を提出した後、都道府県職員の立会いの下に廃棄しなければなりません(第5 廃棄届の項参照)。この廃棄は、業務廃止等の後50日以内に完了してください。

麻薬卸売業者が死亡し、又は法人が解散した場合には、相続人、清算人、破産管財人等届出義務者が同様に届け出なければなりません。

第3 管理・保管

(1) 管理

薬剤師である麻薬卸売業者若しくは薬事法の規定に基づき管理薬剤師は、麻薬卸売業者が譲り受ける、又は譲り渡す麻薬について、次に掲げる事項等を責任を持って行ってください。

- ① 受入れ (麻薬元卸売業者等からの譲受け)
- ② 払出し (麻薬小売業者等への譲渡し)
- ③ 保管 (保管場所での保管、定期的な保管設備への巡回、在庫管理等)
- ④ 保管設備の鍵の管理
- ⑤ 法定書類 (譲渡証、譲受証、麻薬にかかる帳簿) の作成及び保管

- ⑥ 廃棄や事故に関する届出、半年期の届出

(2) 保管 (法第34条)

麻薬卸売業者が所有する麻薬は、麻薬以外の医薬品と区別して、麻薬業務所内の鍵をかけた堅固な設備内で保管しなければなりません。

なお、麻薬を貯蔵する設備の堅固性を確保するため、次の麻薬貯蔵設備基準を設けていますので、当基準に合致若しくはこれに見合う設備を設置するようお願いします。

※1 保管の目的は、麻薬の滅失、盗取、所在不明等の事故の発生を防止することです。麻薬以外の医薬品と区別することとしているのは、麻薬以外のものを麻薬と共に保管することにより、保管庫の開閉の機会が増え、これが麻薬の事故の増加につながるおそれがあるためです。したがって、現金、書類等についても麻薬と同一の保管庫には入れないでください。

※2 麻薬貯蔵設備内の環境整備や品質の適正保持のために必要とされる除湿器、冷蔵設備等の機器を設置しても差し支えありません。

【麻薬貯蔵設備基準】 (昭和56年8月14日薬発第780号厚生省薬務局長通知)

麻薬卸売業者の麻薬貯蔵設備基準は、次のとおりですが、壁等の厚さは、設備基準と同等以上の強度、耐火性等を有するものであれば、天井並びに壁の材質及び厚さの設備基準を満たさなくても差し支えありません。

- ① 常時監視のできる警備体制が具備されていること。
- ② 人目につかない位置に非常ベルの装置があること。
- ③ 天井の高さは、180 cm、床面積は、3.3m²以上であること。
- ④ 天井及び壁は、原則として鉄筋コンクリートで、厚さは20 cm 以上であること。
- ⑤ 出入口に鉄格子戸及び鉄扉があり、鉄格子戸及び鉄扉には盗難防止上十分な施錠ができること。鉄扉の厚さは9 cm 以上で内部に不燃材料をつめてあること。
- ⑥ 通気口、換気装置等を設置する場合は、鉄格子等盗難防止上の対策を十分に講ずること。

第4 記 録

(1) 帳簿の記載 (法第37条)

麻薬業務所に麻薬にかかる帳簿 (受払い簿) を備え、これに次の事項を記載してください。

- ① 譲り受けた麻薬の品名、数量、その年月日並びに相手方の氏名又は名称

及び住所

- ② 譲り渡した麻薬の品名、数量、その年月日並びに相手方の氏名又は名称及び住所
- ③ 廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日
(備考欄に届出年月日を記載、立会者署名又は記名押印)
- ④ 事故届を提出した場合は、届け出た麻薬の品名、数量及び事故年月日
(備考欄に届出年月日を記載、事故年月日は事故発生日若しくは事故発見日を記載)

(2) 記載上の留意事項

- ① 帳簿は品名、剤型、濃度(含有量)別に口座を設けて記載してください。
- ② 帳簿の形式は、金銭出納帳簿形式のものが便利です。着脱式(ルーズリーフ等)の帳簿を使用するときはページを付けてください。
- ③ 帳簿の記載には、インク、ボールペンなど字が消えないものを使用してください。
- ④ 麻薬の受払い等をコンピュータを用いて管理し、出力して帳簿とする場合は、出力された印刷物が一カ所に整理された状態にあることが必要です。
- ⑤ 帳簿の訂正には、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を記載し、訂正した箇所に管理者等の訂正印を押してください。修正液や修正テープは使用しないでください。
なお、コンピュータ処理により訂正する場合には、訂正年月日、訂正事項及び訂正を行った者が分かるようにしてください。

(3) 記載の方法

- ① 麻薬にかかる帳簿には、麻薬の受け入れ又は払い出しがあった都度記載することが原則です。
- ② 麻薬の受入の年月日は、譲渡側の麻薬元卸売業者等が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日としてください。麻薬譲渡証の日付と納品日が異なる場合は、備考欄に実際の納品日を記載してください。
このほか、「備考欄」には、譲渡側の麻薬元卸売業者等の名称・住所、麻薬の製品番号等を記載してください。
- ③ 麻薬小売業者等に麻薬を譲り渡した際には、
「年月日」には、出庫の日、すなわち、麻薬譲渡証の日付
「備考欄」には、譲受側の名称・住所、麻薬の製品番号等をそれぞれ記載してください。

(4) その他

- ① 帳簿上の残量と現品の在庫数量が一致しているかの確認を定期的に行ってください。
- ② 麻薬にかかる帳簿は、最終の記載の日から2年間、保存しなければなり

ません (法第 37 条第 2 項)。

◎麻薬にかかる帳簿の記載例 (塩酸モルヒネ注射液 1mL×10A / 箱 の場合)

品名	塩酸モルヒネ注射液 (10mg . 1ml)			残量	単位	A
	受入	払出	備考			
12.9.1				500		前帳簿から繰越し
12.9.2	100			600		○製薬 (新宿 1-2-3) から購入 製品番号 S-1 ~ S-10 9.3 納品 厚生病院 (霞が関 3-2-1) へ 製品番号 T-1 ~ T-5
12.9.6			50	550		9.7 所在不明 (盗難の疑いもある) 製品番号 V-1
12.9.7			10	540		9.7 麻薬事故届出 9.7△□ 警察署届出
12.9.12	100			640		○製薬 (新宿 1-2-3) から購入 製品番号 H-11 ~ H-20 9.13 納品
12.9.14			1	639		9.14 議決立会の際1アンナル破損 確認(0.7mL 回収, 0.3mL 流失) 製品番号 Z-1 中の1アンナル
						9.14 麻薬廃棄届出及び破損アンナル流 出分につき麻薬事故届出 9.20 0.7mL を廃棄 立会者署名
12.9.20			9	630		9.14 麻薬廃棄届出(9.14のアンナル 破損の残り分9アンナルである) 製品番号 Z-1 中の9アンナル 9.20 廃棄 立会者署名
12.9.25			10	620		9.22 移動中破損 (全て回収) 製品番号 Z-20 9.22 麻薬廃棄届出 9.25 廃棄 立会者署名

第5 廃棄届 (法第 29 条)

古くなったり、変質、破損等により譲り渡さない麻薬、不要となった麻薬に

ついでには、あらかじめ「麻薬廃棄届」(別紙様式一覧表(13))により、業務所の所在地の都道府県知事に届け出た後に、都道府県職員の立会の下に廃棄しなければなりません。

廃棄の実施については、麻薬取締員等の指示に従ってください。

※1 廃棄は、酸・アルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合、焼却、放流等、麻薬の回収が困難な方法によって行ってください。

※2 麻薬を廃棄した場合は、麻薬にかかる帳簿にその旨を記載し、麻薬廃棄届の写しを保管しておいてください(第4 記録の項参照)。

第6 事故届 (法第35条第1項)

麻薬卸売業者が所有している麻薬に、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を「麻薬事故届」(別紙様式一覧表(14))により、麻薬業務所の所在地の都道府県知事に届け出なければなりません。

※1 麻薬卸売業者は、麻薬小売業者等に麻薬を譲り渡す際、両者立会のもとに破損等を発見した場合は、麻薬譲受証を返し、譲受側から麻薬譲渡証の返納を受けるとともに、その麻薬を持ち帰ることになります。この場合、麻薬卸売業者が麻薬事故届を都道府県知事に提出してください。

※2 郵送等により麻薬を譲り受けた後に、譲受側が譲り受けた麻薬に破損等を発見した場合には、譲受側が麻薬事故届を都道府県知事に提出することになります。

麻薬元卸売業者等が契約する運送業者により配送された場合についても同様に、譲受側が麻薬事故届を提出することになります。

※3 盗取による事故が考えられる場合には、すみやかに警察にも届けてください。

※4 麻薬事故届を提出した場合には、麻薬にかかる帳簿にその旨を記載し、また、事故届の写しを保管してください(第4 記録の項参照)。

※5 事故の原因を分析し、再発防止のための適切な対策を講じてください。

第7 半年期届 (法第46条)

麻薬卸売業者は、半期(1月から6月まで及び7月から12月までの期間)ごとに、その期間の満了後15日以内に、次の事項を「(上・下)半期麻薬卸売業者届」(別紙様式一覧表(15))により、都道府県知事に届け出なければなりません。

- ① 期初に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
- ② その期間中に譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
- ③ 期末に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

- ※1 届出期間中に麻薬を所有しなかった場合であっても、「在庫なし」として届け出る必要があります。
- ※2 「半年期届」の記載は、同じ品名のもので規格（濃度、容量、剤形等）が異なれば、別品目として記載してください。
- ※3 譲り受け欄には、麻薬元卸売業者等から譲り受けた麻薬の数量を記入してください。
- ※4 法第29条の規定による届出後に廃棄した麻薬及び法第35条第1項の規定による事故届のあった麻薬については、「備考欄」にその数量を記載してください。
- ※5 「半年期届」は、徹底した麻薬管理の下で記述される帳簿に基づき作成されますが、必ず帳簿と麻薬の在庫、出庫並びに在庫量等が一致することを確認のうえ、作成してください。
- ※6 「半年期届」を提出した後に、誤りが判明した場合には、訂正する必要があるしますので、すみやかに都道府県薬務主管課又は保健所に連絡してください。

第8 立入検査 (法第50条の38)

- ア) 立入検査は、麻薬の取締り上必要があるときに行われます。犯罪捜査の目的で行われるものではありません。
- イ) 立入検査を行う職員は、身分を示す証票を携帯していますので、必ず提示を求めて確認してください。
 - ウ) 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります（法第72条第11号）。

第9 その他

- ア) 申請書、届出書等については、都道府県において様式を規定しており、別紙様式一覧表の様式と一部異なることもあります。
- イ) 麻薬に関する届出の受理や許可等の申請の受付を保健所で行っているところもありますので、事前に都道府県薬務主管課又は保健所にお尋ねください。